令和７年２月４日

郡市区等医師会長　殿

一般社団法人大阪府医師会
会長　加　納　康　至
（公印省略）

中医協諮問・答申について

（「医療ＤＸに係る診療報酬上の評価の取扱い」及び「入院時の食費基準額の取扱い」について）

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和７年１月 15 日及び１月 29 日に開催されました中央社会保険医療協議会（中医協）総会におきまして、福岡厚生労働大臣より「入院時の食費基準額の取扱い、口腔機能指導加算及び歯科技工士連携加算の取扱い並びに特定薬剤管理指導加算の取扱い」及び「医療ＤＸに係る診療報酬上の評価の取扱い」に関して、添付資料の「諮問書」のとおり、中医協に対し意見が求められ、審議の上、1 月 29 日の中医協総会において、添付資料の「答申書」が中医協小塩会長より福岡厚生労働大臣あてに提出されました。

この答申を踏まえ、**「医療ＤＸ推進体制整備加算」**の改定については、マイナンバーカードの保険証利用率の実績要件と、電子処方箋の導入の有無に応じて、

電子処方箋導入医療機関：加算１（利用率 45%）（12 点）、加算２（利用率 30%）（11 点）、加算３（利用率 15%）（10 点）、

電子処方箋未導入医療機関：加算４（利用率 45%）（10 点）、加算５（利用率 30%）（9 点）、加算６（利用率 15%）（8 点）

に区分され、令和７年４月１日より適用されます。

マイナ保険証利用率は、適用時期の３月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることになります（適用月の４月前又は５月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることも可能です）。

（例）令和７年４月適用分：令和６年 11 月、12 月、令和７年１月の利用率実績の最高値
※オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率の適用は１月で終了しました。

小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（令和６年１月１日から同年 12 月 31 日まで）の延外来患者数のうち６歳未満の患者の割合が３割以上の医療機関においては、令和７年４月１日から同年９月 30 日までの間に限り、マイナ保険証利用率として「15%」とあるのは「12%」とします。

「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」は、社会保険診療報酬支払基金から毎月中旬頃に送付される電子メールまたは「医療機関等向け総合ポータルサイト」にログインして確認できます。

「**在宅医療 DX 情報活用加算**」については、電子処方箋の導入の有無に応じて、電子処方箋導入医療機関：加算１（11 点）、電子処方箋未導入医療機関：加算２（9 点）に区分されます。

「医療ＤＸ推進体制整備加算」及び「在宅医療 DX 情報活用加算」の見直し、「入院時の食費基準額の取扱い」の概要は下記のとおりです。

記

医療DX推進体制整備加算及び在宅医療ＤＸ情報活用加算の見直し

中医協　総－８－３
７．１．２９

医療ＤＸ推進体制整備加算

令和６年10月　～　令和７年３月

医療DX推進体制整備加算１　１１点
医療DX推進体制整備加算１（歯科）　９点
医療DX推進体制整備加算１（調剤）　７点
（※）初診時に所定点数を加算
［施設基準（医科医療機関）］（要旨）
（４）電子処方箋を発行する体制を有していること。
（経過措置　令和７年３月31日まで）

医療DX推進体制整備加算２　１０点
医療DX推進体制整備加算２（歯科）　８点
医療DX推進体制整備加算２（調剤）　６点
［施設基準（医科医療機関）］（要旨）
（４）電子処方箋を発行する体制を有していること。
（経過措置　令和７年３月31日まで）

医療DX推進体制整備加算３　８点
医療DX推進体制整備加算３（歯科）　６点
医療DX推進体制整備加算３（調剤）　４点
［施設基準（医科医療機関）］（要旨）
（４）電子処方箋を発行する体制を有していること。
（経過措置　令和７年３月31日まで）

令和７年４月　～

医療DX推進体制整備加算１（医科）１２点　（歯科）１１点　（調剤）１０点
医療DX推進体制整備加算２（医科）１１点　（歯科）１０点　（調剤）８点
医療DX推進体制整備加算３（医科）１０点　（歯科）　８点　（調剤）６点
［施設基準（医科医療機関）］（要旨）
（４）**電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制（原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること）**を有していること。

医療DX推進体制整備加算４（医科）１０点　（歯科）　９点
医療DX推進体制整備加算５（医科）　９点　（歯科）　８点
医療DX推進体制整備加算６（医科）　８点　（歯科）　６点
［施設基準（医科医療機関）］（要旨）
（※）**電子処方箋要件なし**

マイナ保険証利用率　（注）利用率は通知で規定

適用時期	令和６年10～12月	令和７年１～３月	令和７年４～９月
利用率実績	令和６年７月～	令和６年10月～	令和７年１月～※2
加算１・４	15%	30%	45%
加算２・５	10%	20%	30%
加算３・６	５%	10%	15%※1

※１　小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（令和６年１月１日から同年12月31日まで）の延外来患者数のうち６歳未満の患者の割合が３割以上の医療機関においては、令和７年４月１日から同年９月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。
※２　適用時期の３月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。
※３　令和７年10月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年７月を目途に検討、設定。

在宅医療ＤＸ情報活用加算

令和６年６月　～　令和７年３月

在宅医療DX情報活用加算（※）　１０点
在宅医療DX情報活用加算（歯科訪問診療料）　８点
（※）在宅患者訪問診療料（Ｉ）の１、在宅患者訪問診療料（Ｉ）の２、在宅患者訪問診療料（Ⅱ）及び在宅がん医療総合診療料を算定する患者が対象
［施設基準（医科医療機関）］（要旨）
（４）電子処方箋を発行する体制を有していること。
（経過措置　令和７年３月31日まで）

令和７年４月　～

在宅医療DX情報活用加算１（医科）１１点　（歯科訪問診療料）９点
［施設基準（医科医療機関）］（要旨）
（４）**電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制（原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること）**を有していること。

在宅医療DX情報活用加算２（医科）　９点　（歯科訪問診療料）８点
［施設基準（医科医療機関）］（要旨）
（※）**電子処方箋要件なし**

入院時の食費基準額の取扱い

○入院時の食費について、令和６年度診療報酬改定において、１食当たり30円引き上げを行ったが、食材費等の高騰は更に続いている。医療の一環として提供されるべき食事の質を確保する観点から、更に１食当たり20円引き上げる。

食事療養及び生活療養の費用額算定表

	（現行）		（令和7年４月～）
第一　食事療養			
１　入院時食事療養(Ⅰ)（１食につき）			
⑴　⑵以外の食事療養を行う場合	670円	➡	690円
⑵　流動食のみを提供する場合	605円	➡	625円
２　入院時食事療養(Ⅱ)（１食につき）			
⑴　⑵以外の食事療養を行う場合	536円	➡	556円
⑵　流動食のみを提供する場合	490円	➡	510円
第二　生活療養			
１　入院時生活療養(Ⅰ)			
⑴　健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養（以下「食事の提供たる療養」という。）（１食につき）			
イ　ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合	584円	➡	604円
ロ　流動食のみを提供する場合	530円	➡	550円
２　入院時生活療養(Ⅱ)			
⑴　食事の提供たる療養(１食につき)	450円	➡	470円

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課　電話 06-6763-7001